

基本目標5 子どもと家庭へのきめ細かな支援  
 施策の方向1 児童虐待防止対策の充実

番号	事業名	事業内容	平成27年度実績	評価	課題・今後の方向性	担当課	関連課
1	子ども家庭支援センター事業(再掲)	市における子どもと家庭支援の中核機関として、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要に応じて各種情報提供や関係機関と連携を取りながら支援するほか、児童虐待の未然防止・早期発見や適切な保護を図るなど、積極的な取組を行います。 また、子育て支援サークルの育成、サークル相互の交流と情報交換が図れる場の提供など、子どもが育つ環境の整備に努めます。	○相談延件数:7,355件 ○広報、市公式サイト、リーフレット、機関だより、ガイドブックやサークルガイド作製による情報提供や広報啓発 ○子育て講座等の実施 ○子育てボランティアの育成支援、おしゃべり場やサタデーおしゃべり場の実施 ○連絡会や協議会の開催	◎	【評価】 ○相談に応じ、関係機関と連携して支援ができた。 ○子育て講座や広報啓発活動により、児童虐待の未然防止・早期発見に努めた。 ○親子の交流の場の提供、子育てボランティアの育成等により、仲間づくりや育児不安の軽減が図れた。 【課題】 ○増加する相談件数への対応 ○複雑さや困難さが増す相談への対応と相談員の専門性強化 【今後の方向性】 ○研修の積極的受講により、職員の専門性強化を図る。 ○利用者支援事業との連携、関係機関との連携強化に努める。 ○各種事業の展開により、育児負担、育児不安の軽減に努める。	子育て支援課	
2	児童虐待防止への意識啓発	児童虐待を防止するため、子どもと接する機会の多い関係機関に対して市が作成した「児童虐待防止マニュアル」を配布し、市民に対してはリーフレットの配布や、児童虐待防止運動のシンボルマークであるオレンジリボンを周知するなど、児童虐待防止への意識の啓発を図ります。	○11月の児童虐待防止推進月間に市内公共施設、医療機関、町内会掲示板等に啓発ポスターを配布し掲示を行った。(一部は通年掲示) ○8月に教育委員会との共催で「児童虐待防止講演会」を開催した。 ○10月発行の機関だよりで児童虐待防止推進月間について掲載した。 ○11月1日号広報で児童虐待防止推進月間について(標語やオレンジリボン)掲載した。 ○10月の健康フェア、12月の保育展において、児童虐待防止啓発グッズの配布を行った。 ○子ども家庭部職員において、オレンジリボンバッヂを着用した。(通年)	◎	【評価】 ○児童虐待問題への意識啓発が図れた。 【課題】 ○講演会の在り方(対象者、講師の選定、テーマの選定等) ○啓発活動時期の検討 【今後の方向性】 ○東京都の啓発素材利用の検討 ○啓発事業の継続	子育て支援課	
3	児童虐待防止ネットワーク	児童虐待の早期発見及び防止、また、子どもとその家庭を支援するため、個々のケースについて関係機関と連携して対応するとともに、有識者、保健・福祉・教育関係機関等からなる「羽村市要保護児童対策地域協議会」を定期的に開催し、情報や認識の共有化及び専門性と連携の強化を図ります。	○要保護児童対策地域協議会代表者会議開催回数:1回 ○要保護児童対策地域協議会実務者会議開催回数:3回 ○個別ケース検討会議開催回数:25回 ○関係機関向け児童虐待防止講演会の実施	◎	【評価】 ○会議の開催により、顔の見える関係での連携、情報の共有が図れた。 ○講演会の実施により対応力強化が図れた。 【課題】 ○要保護児童対策地域協議会の在り方(事務局からの情報提供が主であり、機関からの意見が出にくい) 【今後の方向性】 ○実務者会議の開催時期の見直し ○個別ケース検討会議の積極的開催	子育て支援課	
4	乳幼児健康診査(再掲)	乳幼児の発育・発達の確認と疾病や異常の早期発見・早期治療を行うため3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の場を活用し、個別相談及び健康教育を行うとともに、児童虐待の発生予防の観点から、育児不安の大きい親や発達の遅れが心配される子ども等に対し、継続した支援を行っていきます。	*3～4か月児健診受診者数 361人 *6～7か月児健診受診者数 325人 *9～10か月児健診受診者数 357人 *1歳6か月児健診受診者数 444人 *3歳児健診受診者数 420人	◎	健診において、発育・発達の確認や異常の早期発見に努め、必要な場合は医療機関や関係機関に繋げ、適切に対応した。 特に、乳児期から発達が心配される乳幼児について継続的な支援が図れるよう、相談体制の充実を図っていく。	健康課	
5	訪問事業等による養育支援家庭の把握	新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じて養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることで、児童虐待の発生予防に努めます。	*新生児訪問指導件数 232件 *乳児家庭全戸訪問事業 184件	○	乳児のいる家庭を訪問し、母子の健康状態や家庭環境等を把握する中で、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し継続的に支援をした。 今後も、必要に応じて養育支援訪問事業に繋がったり、医療・福祉等の関係機関と情報共有し連携を図ることで、養育困難や児童虐待の発生予防に努めていく。	健康課	子育て支援課

番号	事業名	事業内容	平成27年度実績	評価	課題・今後の方向性	担当課	関連課
6	養育支援訪問事業(再掲)	家族等から日中の家事や育児の支援が得られず、また、育児ストレスや心身の疾病、養育力の不足などにより不適切な養育状態にあるため、養育支援が必要と認められる家庭に支援を行う事業です。児童虐待の予防の観点からも専門的知識や経験を有する者が相談や指導を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣し、家事援助等の養育支援を行います。	【H27年度実績】 専門的相談支援:25家庭 94回 育児・家事援助(ヘルパー派遣):3家庭 22回 【H28～31の見込み】 専門的相談支援:25家庭 100回 育児・家事援助(ヘルパー派遣):7家庭 70回	◎	【評価】 養育支援ヘルパーの派遣、専門的知識や経験を要する職員がおこなう相談及び指導により児童虐待の未然防止、育児不安の軽減が図れた。 【課題】 ヘルパー事業所の開拓(利用者支援事業の開始により、支援が必要なケースが発見されやすくなることと、特定妊婦ケースの増加傾向により派遣家庭数増が見込まれるため) 【今後の方向性】 契約事業所を増やし、ニーズに応えられる体制を整える。利用者支援事業との連携により、支援が必要な家庭を適切に利用に繋げる。	子育て支援課	
7	子育て相談及び母親同士の仲間づくり	虐待に至る前に、子育てに関する不安の解消に向けた適切な支援を行うため、子ども家庭支援センター、地域子育て支援拠点、保健センターや教育相談室などと連携し、相談事業を実施します。 また、母親学級・両親学級や離乳食教室等を通じて、子育て中の親が孤立せず、情報交換や仲間づくりができるよう支援します。	○児童館での子育て相談:644件 ○地域子育て支援センターでの相談件数:193件 ○児童館相談員、地域子育て支援センターの相談員との連絡調整会議を開催 ○保健センターとの母子保健カンファレンスを毎月開催 ○教育相談室との連絡会を年3回開催 ○母親学級・両親学級や離乳食教室において、親同士の交流の機会を提供	◎	【評価】 ○身近で子どもを遊びに連れていける児童館や地域子育て支援センターで相談ができることにより育児不安の軽減が図れた。 ○関係機関と定期的な連絡会を開催することにより、情報共有や連携強化が図れた。 【今後の方向性】 今後も子育て相談の継続、関係機関との連携を強化することにより、養育困難や児童虐待の未然防止に努めていく。	子育て支援課	健康課・教育支援課

基本目標5 子どもと家庭へのきめ細かな支援  
 施策の方向2 ひとり親家庭の自立支援の推進

番号	事業名	事業内容	平成27年度実績	評価	課題・今後の方向性	担当課	関連課
1	ひとり親家庭への情報の提供	ひとり親家庭に関する各種の事業や情報を総合的に提供するため、「ひとり親福祉のしおり」を作成し、配布します。	法律改正に伴い、「ひとり親福祉のしおり」を改訂し、発行した。新たにひとり親家庭となる市民には必ず配布し、活用を図った。	◎	「ひとり親福祉のしおり」を発行し窓口で配布、また相談時に活用するなどし制度の周知に努めたことで、ひとり親家庭の支援が図れた。 今後も制度周知を徹底するため、積極的な「ひとり親福祉のしおり」の活用を図る。	子育て支援課	
2	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	プログラム策定員が個々の対象者の状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等との連携を密にし、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施します。	「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知を図った。また、児童扶養手当現況届の通知送付時にチラシを同封し、周知を図った。 平成27年度プログラム策定数 9人(母子家庭の母親9人)	◎	職業安定所との連携をしつつ、きめ細やかな就労支援を行うことで母子家庭の母親、父子家庭の父親の自立促進が図れた。 今後も職業安定所との連携を強化し、就労支援を通して母子家庭、父子家庭の自立促進を図る。	子育て支援課	
3	児童扶養手当・児童育成手当の支給	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、手当を支給します。	【児童扶養手当】 第1子、延児童数：5,805人、支出額203,040,710円 第2子、延児童数2,183人、支出額10,855,000円 第3子以降、延児童数589人、支出額1,749,000円 【育成手当】 育成手当 延児童数：11,279人、支出額：152,266,500円	◎	各課と連携し、各種手当の周知をするとともに、ひとり親家庭の経済的支援を行った。今後も広報、ホームページ等を利用してより多くの方へ制度の普及促進を図る。	子育て支援課	
4	母子・父子自立支援員活動	ひとり親家庭の抱えている日常生活や就業での問題を把握し、その解決に向けて母子・父子自立支援員による必要な指導・助言及び情報提供を行い、ひとり親家庭の自立に向け、総合的な支援を図ります。	母子・父子自立支援員による生活や離婚、子ども、経済的支援などの総合相談を、適時関係機関と連携しながら実施した。 平成27年度相談実績 延べ2,731件	◎	ひとり親家庭が抱える悩みごとについて、自立に必要な情報提供や相談指導の充実が図れた。 今後も様々なひとり親家庭のニーズに合わせ、制度の情報提供や相談指導を行っていく。	子育て支援課	
5	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	義務教育終了前の子どものいるひとり親家庭であって、就労、疾病や冠婚葬祭などのため、一時的に子育てが困難となった場合にホームヘルパーを派遣し、育児、食事の世話等、必要な支援を行います。	「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知を図った。ひとり親家庭の相談や子ども家庭支援センターの相談内容により、援護を必要とするひとり親世帯に対し、利用促進を図った。 平成27年度実績 5世帯(延利用回数339回)2,507,970円	◎	ホームヘルパーを派遣することにより、ひとり親家庭の福祉の増進と子どもの健全な生活の安定が図れた。 今後も援護を必要とするひとり親世帯に対し、制度周知の徹底や利用促進に努め、ひとり親家庭の自立支援を図る。	子育て支援課	
6	母子生活支援施設入所事業	配偶者のいない女子、又はこれに準ずる事情にある女子で、子どもの養育が十分にできない場合、母子ともに施設に入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行います。	養育困難やDV被害、居所なしにより援護が必要な世帯に対し、施設入所による措置を行うとともに自立に向けた支援を行った。継続入所者については、自立に向けた支援を継続し、適切な支援及び自立に向けた課題解決のため、関係機関との連携に努めた。 平成27年度実績 DV被害入所4件、居所なし入所2件 14,905,344円	◎	施設に入所し保護することで、子どもと母親が共に生活ができ、様々な自立のための支援が図れた。継続入所者については関係機関と連携し、自立促進や退所に向け支援を実施した。 今後も関係機関との連携を強化し、入所に寄り添い、自立促進や退所に向けた生活支援に努める。	子育て支援課	
7	母子福祉資金・父子福祉資金・女性福祉資金の貸付	母子家庭・父子家庭の方や配偶者のいない女性の経済的自立と生活意欲の助長及び児童福祉の増進を図るため、事業開始資金、技能習得資金や生活資金などの必要な資金の貸付を行います。	「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知、母子・父子自立支援員による相談を通じて資金貸付制度の情報提供を積極的に行い、必要な貸付を実施した。 平成27年度実績 新規貸付件数8件 継続貸付件数21件 15,406,200円	◎	経済的自立と生活意欲の助長を図り、母子家庭や父子家庭、女性の福祉の増進に寄与できた。 今後も貸付制度の利用拡大に努め、母子家庭や父子家庭、女性の経済的自立の促進を図る。	子育て支援課	
8	ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭の家族が親子でくつろぎ、心身のリフレッシュを図ることを目的としたレクリエーション事業等を実施します。	「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知を図った。羽村市自然休暇村の宿泊費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の福祉の増進と心身のリフレッシュに役立てた。 平成27年度実績 利用世帯3世帯6人 13,200円	△	ひとり親家庭の福祉の増進と心身のリフレッシュに寄与した。 今後は、利用率拡大に向け周知方法について工夫していくとともに、より充実した支援となるよう事業内容の見直しを検討していく。	子育て支援課	
9	ひとり親家庭の就業等を支援する事業	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業として、一定の国家資格の取得等を目的に、養成機関において修業する際の生活支援として給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業及び、教育訓練に関する講座を受講し、修了した際に受講料の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施します。	「ひとり親福祉のしおり」や広報、窓口でのチラシ配布、公式サイト、メール配信サービスなどによる制度周知を図った。給付金の支給により、ひとり親家庭の自立促進と就業を支援した。 平成27年度実績 高等職業訓練促進給付金2人24ヶ月支給 2,400,000円	◎	給付金の支給により、ひとり親家庭の自立促進と就業の支援を図った。 今後も制度の周知に努め、ひとり親家庭の安定した就労支援を図る。	子育て支援課	
10	ひとり親家庭等の医療費助成	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等を対象に医療費助成を行います。	世帯数：549世帯、対象者数：1,186人、助成件数：11,935件、助成額：26,416,499円	◎	各課と連携し、制度の周知をするとともに、ひとり親家庭の経済的支援を行った。今後も広報、ホームページ等を利用してより多くの方へ制度の普及促進を図る。	子育て支援課	

基本目標5 子どもと家庭へのきめ細かな支援  
 施策の方向3 障害のある子どもへの支援の充実

番号	事業名	事業内容	平成27年度実績	評価	課題・今後の方向性	担当課	関連課
1	健康診査等	発育及び発達障害や疾病などの早期発見・早期治療を図るため、妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査、保育園入所児童の健康診断及び小中学校児童・生徒の健康診断を実施します。	* 妊婦健康診査受診者数 延4,851人 * 各種乳幼児健康診査 ・3～4か月児健診受診者数 361人 ・6～7か月児健診受診者数 325人 ・9～10か月児健診受診者数 357人 ・1歳6か月児健診受診者数 444人 ・3歳児健診受診者数 420人 * 小中学校児童・生徒の健康診断者数 4,392人	◎	妊娠中から乳幼児期・学童期における節目の健診を実施し、発育・発達障害や疾病などの早期発見・早期治療を図った。 健診の対象となる方が確実に受けられるよう、受診勧奨に努め実施していく。	健康課	子育て支援課・学校教育課
2	早期療育に結びつけるための関係機関との連携	各種乳幼児健康診査等で子どもの発育や発達に不安がある保護者に対し、専門医と連携し相談に応じるとともに、必要に応じて専門医療機関や福祉サービスの紹介を行います。 また、保護者の不安の軽減を図るため、保健センター、療育機関、障害福祉課、幼稚園、保育園など関係機関と連携し、子どもの発育を促すことができるよう支援します。	* 乳幼児経過観察健康診査受診者数 延180人 * 乳幼児発達健康診査受診者数 延81人	◎	健診や訪問等を通して発育・発達に不安のある子どもに対し、経過観察健診や発達健診に繋げ、発育・発達に関する相談に対応した。 引き続き、健診や相談を実施し継続的に支援したり、関係機関と連携を図りながら支援を行っていく。	健康課	障害福祉課・子育て支援課
3	各種手当の支給	障害のある子どもへの手当として、要件に応じて、「児童育成手当(障害手当)」、「特別児童扶養手当」、「障害児福祉手当」、「重度心身障害者手当」、「難病患者福祉手当」を支給します。	育成手当(障害手当) 延児童数:764人、支出額11,842,000円 市障害手当 延児童数848人、支出額:10,680,000円 特別児童扶養手当:受給者数 82人 障害児福祉手当 32名 4,700,760円 難病患者福祉手当 581名 45,832,500円(大人を含むすべての人数、額) 重度心身障害者手当については、東京都が支給を行っている。	◎	各課と連携し、各種手当の周知をするとともに、障害のある子どもを扶養している家庭への支援を行った。今後も広報、市公式サイト等を利用してより多くの方へ制度の普及促進を図る。(子育て支援課) 引き続き実施する。(障害福祉課)	子育て支援課	障害福祉課
4	各種医療費の助成	障害のある子どもの医療費の助成として、要件に応じて、「自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)」、「小児精神障害者入院医療費助成」、「小児慢性疾患医療費助成」、「心身障害者(児)医療費助成」、「難病医療費等助成」を実施します。	育成医療: 延申請者:4人、延助成件数:9件、助成額:566,404円 自立支援医療費(精神通院医療) 1,173名(大人も含むすべての人数) 小児精神障害者入院医療費助成 0名 小児慢性疾患医療費助成 38名 心身障害者(児)医療費助成 534名(大人を含むすべての人数) 難病医療費等助成 591名(大人も含むすべての人数)	◎	各課と連携し、制度の周知をするとともに、障害のある子どもを扶養している家庭への支援を行った。今後も広報、市公式サイト等を利用してより多くの方へ制度の普及促進を図る。(子育て支援課) 引き続き実施する。(障害福祉課)	子育て支援課	障害福祉課
5	心身障害児童施設通園費助成	児童福祉施設及び特別支援学校に通園又は通学している心身に障害を有する20歳未満の子ども若しくはその保護者を対象に、通園・通学に要する費用の一部を助成します。	施設数:0カ所、延人数:0人、支出額:0円	△	平成26年度の制度改正以降、本制度の支給対象となるのは高等部専攻科のみとなった。引き続き、広報紙、市公式サイト等により制度の周知に努めていく。	子育て支援課	
6	特別支援教育就学奨励費	保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等に対し、所得に応じて、学用品費や校外活動などの就学に必要な経費を交付します。	平成27年度の実績は、対象者人数小学校32名(平成26年度は25人)特別支援教育就学奨励費支払い金額は、2,554,239円となり、中学校は14人(平成26年度は16人)特別支援教育就学奨励費支払い金額は、1,698,603円となる。	◎	小学校においては、平成27年4月に羽村西小学校のくすのき学級、松林小学校のまつのこ学級が新設し、特別支援学級在籍人数の増加により支払金額増加した。現在、就学相談・転学相談の受付件数が増加していることにより、今後、特別支援学級に在籍児童・生徒の増加に伴い、特別支援教育就学奨励費支払金額が増加することが考えられる。	教育支援課	
7	障害のある子どもの保育(再掲)	障害のある子どもの保育にあたっては、保健センター、医療機関や療育機関等と連携し、集団保育の中で子どもの状況に応じた保育を実施します。	各園からの要請に応じて、関係機関からの助言を求め、適切な保育が実施できた。	◎	各機関の連携をより一層深め、障害のある子どもの状況に応じた保育が実施できるよう支援していく。	子育て支援課	
8	日中一時支援事業「青い鳥」	心身に障害のある子どもに対して、施設への通所による集団生活への適応訓練や、自立に必要な日常生活基本動作の訓練等を行う障害児日中一時支援事業「青い鳥」を実施します。	【幼児部】 定員:10人(1日あたり) 在籍者数:12人 年間延利用者数:426人 開所日数:239日 【就学児童部】 定員:20人(1日あたり) 在籍者数:32人 年間延利用者数:1,558人 開所日数:236日  ※委託料 幼児部、就学児童部合計14,357,952円	○	この事業の実施によって、障害のある幼児の日常生活への適応が図られるとともに、障害のある就学児童の保護者の負担を軽減することができた。しかし、幼児部においては、保育園や幼稚園との併用利用者が多く、週4回は保育園等へ通園し、週1回「青い鳥」を利用する傾向が増えており、利用日数が減少している。このため、今後利用者及び、利用日数を増やしていくための検討が必要と考える。	障害福祉課	

番号	事業名	事業内容	平成27年度実績	評価	課題・今後の方向性	担当課	関連課
9	居宅介護等の障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児支援	障害のある子どもが障害福祉サービス等や障害児通所支援等を利用する際に、幅広く自由に選択できるよう、各種サービス提供事業者の支援を推進します。 また、在宅の障害のある子どもを介護している保護者などが疾病などにより介護が困難になった場合に、一時的に保護するショートステイ事業を行います。	居宅介護 利用者5人 延利用時間1,193.75時間 短期入所 利用者19人 延利用日数625日 児童発達支援 利用者6人 延利用日数220日 放課後等デイサービス 利用者29人 延利用日数3,146日 日中一時支援 利用者1人 延利用日数5日 移動支援 利用者21人 延利用時間1,334.5時間	○	居宅介護等の障害福祉サービスや障害児通所支援など各事業の実施により、障害のある子どもへ、その特性、適性、その他事情を踏まえ適切なサービス提供を行うことができた。今後も必要な支援を図っていく。	障害福祉課	
10	就学相談・転学相談	子どもの心身の発達に不安や悩みを持つ保護者に対し、就学・転学に関する相談を実施します。	平成27年度の就学相談の件数は、小学校23件中学校12件となり、転学相談については、小学校13件中学校3件となる。なお、就学・転学相談による適切な就学先の決定等の審議機関である「羽村市特別支援教育就学支援委員会」は8月から3月までに7回開催した。	◎	相談件数が年々増加傾向である。また、支援を必要とする児童・生徒の保護者理解が困難なケースも多くなり、「羽村市特別支援教育就学支援委員会」で決定された適切な就学先とは違う場所へ就学するケースがある。	教育支援課	
11	関係機関との連携	市内の小中学校や特別支援学校、幼稚園、保育園、市内関係機関等との情報交換を進めるため、特別支援教育連絡協議会を開催し、特別支援教育に関する共通理解を深めるとともに、特別支援学校に通う子どもたちとの副籍交流事業等を進めていきます。	特別支援教育連絡協議会を平成27年度計画通り3回実施し、幼児期から市内小中学校・特別支援学校までの関係機関が集まり情報交換することができた。また、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する小学部15名中学部5名の児童・生徒が、居住する羽村市立の小中学校に副籍をもち、直接的な交流や間接的な交流を実施した。	◎	今後も継続的に実施し、乳幼児期から就学時へのスムーズな引継ぎや、就労を見据えた進路選択ができる継続した支援体制の構築を図る必要がある。	教育支援課	
12	特別支援教育	特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の配置等、校内体制の確立と特別支援教育研修会、講演会等を行い、特別支援教育に携わる教員の資質向上に努めます。 また、巡回相談員等による情報収集や相談を通じ、児童・生徒の個々の状況に応じた対応を実施していきます。	羽村市内小学校通常学級に在籍する発達障害等があり、特別な支援が必要な児童への支援を充実させるため、特別支援教育支援員を各小学校へ1名配置し、中学校へは試行配置として、羽村市立羽村第二中学校へ1名配置した。また、特別支援教育に携わる教員の資質の向上のため、研修会・講演会を開催した。教育相談室の相談員を全小学校に週1回配置し、身近な場所で児童・生徒・教員が相談ができる体制を確保し、児童・生徒の個々の状況に応じた支援体制が確保できるよう努めた。	◎	今後は、特別支援教育への多様なニーズに対応していくためにも、特別支援教育支援員を現行の各小学校1名に加え、学校長の要請により配置できる支援員を増員し、中学校においては、羽村第二中学校以外の中学校2校にも配置しえ、通常学級の中で多様なニーズに応じた支援が受けられるように努めていく。また、教育相談室の相談員による巡回については、中学校においても派遣できるように調整を図る。	教育支援課	学校教育課
13	特別支援学級及び特別支援教室(拠点校・巡回校)	心身に障害がある子どもに対し、障害の程度に応じた適切な指導ができるよう教育環境の整備を図ります。 また、発達のアンバランス、又は情緒面などに何らかの課題のある子どもに対し、社会性など苦手なことを克服するための指導や、学習の補充を行う特別支援教室(拠点校・巡回校)の整備、充実に努めます。	特別支援教室モデル事業の実施・検証・報告のため、全小学校7校で巡回指導を実施した。	◎	特別支援教室を全小学校で試行実施し、平成28年度の本格実施に向けてさらなる検証と改善をしていく。	教育支援課	
14	はばたきファイル(支援ファイル)	子どもにかかわる必要な情報を記録し、就学前から就労まで関係する機関が連携を密にしなが、一貫した支援をつなげていくことを目的として、はばたきファイル(支援ファイル)を作成し、活用していきます。	はばたきファイルを500部作成。関係部署へ配布し、周知・活用促進をする。	◎	それぞれの関係課が周知・活用促進をしていく。	教育支援課	学校教育課・健康課・障害福祉課・子育て支援課・児童青少年課